(趣旨)

- 第1条 この要綱は、大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 細則(平成18年規則第54号。以下「規則」という。)第13条第2項第1号に規定する日常 生活用具給付等事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、「障害者等」とは、市内に居住する身体障害者(児)、知的障害者(児)、 精神障害者及び難病患者(児)(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以 下「法」という。)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が 定める程度である者をいう。以下同じ。)をいう。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 事業による日常生活用具(以下「用具」という。)の給付又は貸与等(以下「給付等」という。)は、別表に掲げる用具の品目ごとにそれぞれ定める対象者に対して行うものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)により給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができるとき及び当該給付等の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち法第76条第1項ただし書の政令で定める者の所得が同項の政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

(申請)

- 第4条 用具の給付等を受けようとする者は、障害者等日常生活用具給付等申請書(様式第1号) (別表に掲げる居宅生活動作補助用具に係る助成を受けようとする者にあっては障害者等日常 生活用具給付等申請書(住宅改修用)(様式第2号)、排痰補助装置の賃借に要する費用に係る 助成(以下「レンタル助成」という。)を受けようとする者にあっては排痰補助装置レンタル料 助成金交付申請書(様式第3号))を市長に提出しなければならない。この場合において、用具 の給付等を受けようとする者が難病患者(児)であるときは、当該申請書に当該難病に係る医 師の診断書等を添付しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) の給付等を 受けようとする者は、前項の申請書に当該用具の給付等を必要とする旨の医師の診断書等を添 付しなければならない。

(調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、調査書(様式第4 号)を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

(決定)

- 第6条 市長は、前条の調査により用具を給付等することと決定したときは障害者等日常生活用 具給付(貸与)決定通知書(様式第5号)(レンタル助成にあっては、排痰補助装置レンタル料 助成金交付決定通知書(様式第6号))により、給付等しないことと決定したときは障害者等日 常生活用具給付(貸与)棄却(却下)決定通知書(様式第7号)(レンタル助成にあっては、排 痰補助装置レンタル料助成金交付棄却(却下)決定通知書(様式第8号))により、それぞれ第 4条に規定する申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により用具を給付等することと決定したときは、障害者等日常生活用具 給付(貸与)券(様式第9号)(レンタル助成にあっては、排痰補助装置レンタル料助成券(様 式第10号)。以下「給付券等」という。)を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

- 第7条 前条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた者(以下「給付等決定者」という。) は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券等を提出して用具の給付等を受けるものとする。
- 2 前条第1項の規定によりレンタル助成に係る決定を受けた申請者は、医師による排痰補助装置使用に係る指示書兼同意書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(排泄管理支援用具の給付に係る手続の特例)

- 第8条 第4条から前条までの規定にかかわらず、別表排泄管理支援用具の部紙おむつ等の款2 の項に規定する対象者(以下「特例対象者」という。)に係る紙おむつ等の給付手続については、 次条から第11条までの規定を適用するものとする。
- 第9条 紙おむつ等の給付を受けようとする特例対象者は、在宅障害者(児)紙おむつ給付申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- 第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、給付の可否を決定し、給付することと決定したときは在宅障害者(児)紙おむつ給付決定通知書(様式第13号)により、給付しないことと決定したときは在宅障害者(児)紙おむつ給付棄却(却下)決定通知書(様式第14号)により、それぞれ特例対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により紙おむつ等の給付を決定したときは、申請書を受理した日の属す

る月の翌月以降に特例対象者又はその者の属する世帯の世帯主に紙おむつ受給券(様式第15号)を交付するものとする。

第11条 前条第2項の規定により紙おむつ受給券の交付を受けた者は、一般社団法人大津市薬 剤師会に所属する薬局及び登録販売者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第5項第1号に規定する登録販売者をい う。)のうちから市長が指定するものから、当該受給券と引き換えに紙おむつ等の給付を受ける ものとする。

(費用の負担)

第12条 給付等決定者又はその者を扶養する者(以下「納入義務者」という。)は、用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。ただし、排泄管理支援用具(収尿器を除く。)の給付については、費用を徴収しないものとする。

(業者への支払)

第13条 市長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

(貸与の取消し)

- 第14条 市長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り 消すものとする。
  - (1) 死亡したとき。
  - (2) 市内に居住地を有しなくなったとき。
  - (3) 障害者等でなくなったとき。
  - (4) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

第15条 給付等決定者(第10条第1項の規定による給付の決定を受けた者を含む。)は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第16条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等若しくは用具に係る取付工事費の 助成を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該 用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。 (台帳の整備)

第17条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、障害者等日常生活用具給付(貸 与)台帳を整備するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 大津市在宅重度障害者(児)紙おむつ給付事業実施要綱(平成6年制定)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

種目	品目	対象者	性 能	仕様等	給付 基準額 (円)	耐用年数	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	<ul><li>(1) 18歳以上の下肢 又は体幹機能障害2 級以上の者</li><li>(2) 難病患者(児)のう ち、寝たきりの状態で あるもの</li></ul>	腕、脚等の訓練できる器 具を付帯し、原則として 使用者の頭部及び脚部 の傾斜角度を個別に調 整できる機能を有する もの		154,000	8年	
	移動用リフト	<ul><li>(1) 原則3歳以上の下 肢又は体幹機能障害 2級以上の者</li><li>(2) 難病患者(児)のう ち、下肢又は体幹機能 に障害のあるもの</li></ul>	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)		159,000	4年	
	訓練いす	原則3歳以上18歳未満 の下肢又は体幹機能障 害2級以上の者	原則として、付属のテー ブルをつけるものとす る。		33,100	_	
	訓練用ベッド	(1) 原則学齢児以上 18 歳未満の下肢又は体 幹機能障害 2 級以上 の者 (2) 難病患者(児)のう ち、下肢又は体幹機能 に障害のあるもの	腕、脚等の訓練できる器 具を付帯し、原則として 使用者の頭部及び脚部 の傾斜角度を個別に調 整できる機能を有する もの		154,000	8年	
	特殊マット	(1) 原則3歳以上の療育手帳の障害程度が重度若しくは最重度又は下肢若しくは体幹機能障害1級以上(障害児は2級以上)で常時介護を要する者(2) 難病患者(児)のうち、寝たきりの状態であるもの	じょくそうの防止又は 失禁等による汚染若し くは損耗を防止できる 機能を有するもの。失禁 等による汚染又は損耗 を防止するためのマッ ト (寝具) にビニール等 の加工をしたもの		19,600	5年	
	特殊尿器	(1) 原則学齢児以上の 下肢又は体幹機能障 害1級以上で常時介 護を要する者 (2) 難病患者(児)のう ち、自力で排尿できな いもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用できるもの		67,000	5年	
	入浴担架	原則3歳以上の下肢又 は体幹機能障害2級以 上で入浴に介護を要す る者	障害者を担架に乗せた ままリフト装置により 入浴させるもの		82,400	5年	

	体位変換器	(1) 原則学齢児以上の 下肢又は体幹機能障 害 2級以上の者で下 着交換等に介助を要 するもの (2) 難病患者(児)のう ち、寝たきりの状態で あるもの	介助者が障害者の体位 を変換させるのに容易 に使用できるもの		15,000	5年	
自立生活支援用具	入浴補助用具	(1) 原則3歳以上の下 肢又は体幹機能障害 であって、入浴に介助 を要する者 (2) 難病患者(児)のう ち、入浴に介助を要す るもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用できるもの		90,000	8年	
	便器	<ul><li>(1) 原則学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者</li><li>(2) 難病患者(児)のうち、常時介護を要するもの</li></ul>	障害者が容易に使用で きるもの	手すりなし 手すりあり	9,850	8年	
	頭部保護帽	原則学齢児以上の平衡 機能若しくは下肢若し くは体幹機能障害又は 療育手帳の障害程度が	転倒の衝撃から頭部を 保護できるもの	主材料がス ポンジ・革の もの 主材料がス	15,656		価格はオーダーメイドの場合。レディメイドの場合は、基準額の80%の範囲内の
		重度若しくは最重度で、 てんかんの発作等によ り頻繁に転倒する者		ポンジ・革・ プラスチッ クのもの	37,852	3年	額とする。
	T字状・棒状つ え	原則学齢児以上の平衡 機能又は下肢若しくは 体幹機能障害の者	障害者が容易に使用で きるもの	主体が軽金属のもの	3,150	3年	①夜光材付とした場合は1本につき410円増し。 ②全面夜光材付とした場合は1本につき
				主体が木材のもの	2,310		1,200 円増し。
	移動・移乗支援 用具	(1) 原則3歳以上の平 衡機能又は下肢若し くは体幹機能障害で あって、家庭内の移動 等において介助を要 する者 (2) 難病患者(児)のう ち、下肢が不自由なも の	概ね次のような性能を 有する手すり、スロープ 等であること。①障害者 の身体機能の状態を十 分踏まえたものであっ て、必要な強度と安全性 を有するもの。②転倒予 防、立ち上がり動作の補 助、移乗動作の補助、段 差解消等の用具とする		60,000	8年	設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。

	特殊便器	(1) 原則学齢児以上の 上肢機能障害2級以 上又は療育手帳の障 害程度が重度又は最 重度であって、訓練を 行っても自ら排便後 の処理が困難な者 (2) 難病患者(児)のう ち、上肢機能に障害の あるもの	足踏ペダルにて温水温 風を出すことができる もの及び知的障害者を 介護している者が容易 に使用できるもので温 水温風を出すことがで きるもの	151,200	8年	取替えにあたり住宅 改修を伴うものを除 く。
	火災警報器	療育手帳の障害程度が 重度若しくは最重度の 者又は身体障害2級以 上の者で、火災の発生の 感知及び避難が著しく 困難な障害者のみの世 帯及びこれに準ずる世 帯に属するもの	室内の火災を煙又は熱により感知し音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500	8年	
	自動消火器	(1) 療育手帳の障害程度が重度若しくは最重度の者又は身体障害2級以上の者で、火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの(2) 難病患者(児)のうち、火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	室内温度の異常上昇又 は炎の接触で自動的に 消火液を噴射し初期火 災を消火できるもの	28,700	8年	
	電磁調理器	18歳以上の療育手帳の 障害程度が重度若しく は最重度の者又は視覚 障害2級以上で視覚障 害者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯に属す る者	知的障害者及び視覚障 害者が容易に使用でき るもの	41,000	6年	
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	原則学齢児以上の視覚 障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使 用できるもの	7,000	10 年	
	聴覚障害者用 屋内信号装置	18歳以上の聴覚障害2級以上で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	音、音声等を視覚、触覚 等により知覚できるも の	87,400	10 年	
援用具在宅療養等支	透析液加温器	原則3歳以上の腎臓機 能障害3級以上で自己 連続携行式腹膜灌流法 による透析療法を行う 者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年	

	ネブライザー (吸入器)	(1) 原則学齢児以上の 呼吸器機能障害3級 以上又は同程度の身	障害者が容易に使用で きるもの	36,000	5年	
	電気式たん吸引器	体障害者であって必要と認められるもの(2) 難病患者(児)のうち、呼吸機能に障害のあるもの		56,400	5年	
	酸素ボンベ運搬車	原則 18歳以上の身体障 害者で医療保険におけ る在宅酸素療法を行う もの	障害者が容易に使用で きるもの	17,000	10 年	
	視覚障害者用 体温計(音声 式)	原則学齢児以上の視覚 障害2級以上で視覚障 害者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯に属す る者	視覚障害者が容易に使 用できるもの	9,000	5年	
	視覚障害者用 体重計	原則 18歳以上の視覚障 害 2 級以上で視覚障害 者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯に属する 者		18,000	5年	
	視覚障害者用 音声血圧計	原則学齢児以上の視覚 障害 2 級以上の者		15,000	5年	
	排痰補助装置 (ただし、排痰 補助装置のレ ンタルに要す る経費の一部 を助成するも のとする。)	重度の脳性麻痺等により、自力での排痰が困難な身体障害者(児)で常時排痰を行う必要があるもの	肺に貯留した分泌物を 効果的に排出できるよう咳介助を行えるもの	1月当 たり 21,000	_	申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 身体障害者手帳の写し (2)排痰補助装置の性能が分かるもの(3) 1か月当たりの排痰補助装置レンタル料の見積書 (4) 排痰補助装置使用に係る医学意見書(様式第15号)
	動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキ シメーター)	(1) 呼吸機能障害又は 心臓機能障害の程度 が3級以上の者であ って次のいずれかに 該当するもの ア 在宅酸素療法を行 っている者 イ 人口呼吸器の装着 が必要な者 (2) 難病患者(児)のう ち、人工呼吸器の装着 が必要なもの	動脈血中の酸素飽和度 を測定できるものであ って、障害者(児)が容 易に使用できるもの	157,500	5年	
援用具	携帯用会話補 助装置	原則学齢児以上の音声 言語機能障害又は肢体 不自由であって、発声・ 発語に著しい障害を有 する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能 を有し、障害者が容易に 使用できるもの	98,800	5年	

情報·通信支援 用具	原則学齢児以上の視覚 障害2級以上又は上肢 機能障害2級以上の者 で、情報機器の使用によ り社会参加が見込まれ、 かつ本用具によりパソ コン操作が可能になる もの	障害者向けのパソコン 周辺機器やアプリケー ションソフトであって、 障害者が容易に使用で きるもの		100,000	6年	
点字ディスプ レイ	18歳以上の視覚障害及 び聴覚障害の重複障害 者(原則として視覚障害 2級以上かつ聴覚障害2 級)であって、必要と認	文字等のコンピュータ の画面情報を点字等に より示すことのできる もの		383,500	6年	
点字器	められるもの 18歳以上の視覚障害者	視覚障害者が容易に使 用できるもの	標準型	10,800	7年	
点字タイプラ イター	視覚障害2級以上で本 人が就労しているか就 労が見込まれる者	視覚障害者が容易に使 用できるもの		7,500 63,100	5年	
視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	原則学齢児以上の視覚 障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使 用できるもの	録音再生機 再生専用機	85,000	6年	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	学齢児以上で視覚障害 2級以上の者	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号に 変換して出力する機能 を有するもの又は同様 の機能を有するもので、 視覚障害者が容易に使 用できるもの		48,000 99,800	6年	
視覚障害者用 拡大読書器	学齢児以上の視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの		198,000	8年	
視覚障害者用 時計	18歳以上の視覚障害2 級以上の者	視覚障害者が容易に使 用できるもの	触読式	10,300	5年	音声式は、原則として手指の触覚に障害がある等のため、触
			音声式	13,300	5年	読式時計の使用が困 難な者を対象とす る。
聴覚障害者用 通信装置	原則学齢児以上の聴覚 障害者又は発声・発語に 著しい障害を有する者 であって、コミュニケー ション、緊急連絡等の手 段として必要と認めら れるもの	一般の電話に接続する ことができ、音声の代わ りに文字等により通信 が可能な機器であり、障 害者が容易に使用でき るもの		71,000	5年	

	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者であって、本 装置によりテレビの視 聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付の 番組並びにテレビ番組 に字幕及び手話通訳の 映像を合成したものを 画面に出力する機能を 有し、かつ、災害時の聴 覚障害者向け緊急信号 を受信するもので、聴覚 障害者が容易に使用で きるもの		88,900	6年	
	人工内耳用電 池	聴覚障害者(児)であって、人工内耳を装用しているもの	人工内耳に使用できる 電池		2,800	1月	申請1回につき半年 分の給付券を一括交 付する。
	人工喉頭	喉頭を摘出した音声・言 語機能障害者	音源を口腔内に導き構 音化するもの	笛式	8,400	4年	
				電動式	72,300	5年	価格は、電池又は充 電池を含む。
	福祉電話(貸 与) ファックス(貸 与)	18歳以上の聴覚障害者 又は外出困難な原則と して身体障害2級以上 の者であって、コミュニ ケーション・緊急連絡等 の手段として必要性が 認められる、障害者のみ の世帯及びこれに準ず る世帯であって、所得税 非課税世帯に属する者	障害者が容易に使用で きるもの		_	_	ファックスは、電話では意思疎通が困難な者を貸与の対象者とする。
	点字図書	主に、情報の入手を点字 によって行っている視 覚障害者	点字により作成された 図書		_	_	年間 6 タイトル又は 24 巻を限度とする。
	視覚障害者用 ワードプロセ ッサー(共同利 用)	身体障害者福祉センタ ーや点字図書館などの 施設			_	_	
排泄管	ストマ用装具	ストマ造設術を行った 膀胱機能障害者	低刺激性の粘着剤を使 用し、障害者が容易に使	尿路系スト マ用具	11,639	1月	ストマ用品、洗腸用 具を含む。
排泄管理支援用具		ストマ造設術を行った 直腸機能障害者	用できるもの	消化器系ス トマ用具	8,858	, ,	
用具	紙おむつ等 (さらし・ガー ゼ等衛生用品 を含む。)	1 3歳以上の膀胱又は直腸機能障害を有する者でストマ用装具の装着が困難な者又は先天性疾患や脳原性運動機能障害により高度の排尿・排便機能障害があり、かつ排尿・排便の意思表示が困難なもの	障害者が容易に使用で きるもの		12,000	1月	申請1回につき半年 分の給付券を一括交付する。

		2 3歳以上の身体障害者手帳2級以上の者、療育手帳の障害程度が重度以上の者又は精神障害者保健福祉手帳1級であって認知症の診断のある者で、恒常的に紙おむつが必要と認められるもの。ただし、1の項又は大津市地域生活支援事業等(高齢者居宅生活支援)実施要綱による紙おむつ等の交付を受けている者を除く。			4,500		毎年4月、8月及び 12月(以下「交付 月)という。)にそれ ぞれ当該月以降の4 か月分の受給だし、で 付ける。ただしめて 合っ決で交付を受ける 者に対してはよる 者に対してはよる 者に対してはよる まの親定による属する 月の翌月がこれらい 月でないに同月から 該翌月に到来する 交付月の前月までの 分を交付するものと する。
	収尿器	高度の排尿機能障害者	障害者が容易に使用で きるもの	男性用	8,000	1年	
				女性用	8,800	- 1	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	(1) 学齢児以上の下 肢、体幹機能障害又は 乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による 移動機能障害を有す る者であって、障害等 級が3級(ただし、 特殊便器への取替え をする場合は上肢障 害2級)以上のもの (2) 難病患者(児)のう ち、下肢又は体幹機能 に障害のあるもの	障害者の移動を円滑に する用具で設置に小規 模な住宅改修を伴うも の		1回限 り 200,000	_	

## 障害者等日常生活用具給付等申請書

( )	#L-\										年	月	日
(3	宛先) 大津市長												
					(1	申請者	-)						
						<u>住所</u>							
						氏名							印
								対象	者との	続柄	(		)
						電話			(		)		
日常	)とおり障害     生活用具の   、各関係機	給付金	等の決	定の	ため、	私の	世帯の	の住民	登録資	料、		資料そ(	の他に
	住 所		<u> </u>						<u>`</u>				
	フリガナ												
対象者	氏 名												
白	生年月日					年		月	日				
	個人番号												
		手帳	番号		第		号	交付年	<b>F</b> 月日		年	月	田
障害	手者 手 帳	障害	手種別							等級	及		級
	等を受け 常生活用												
希	名称												
希望する業者	所在地												
者	電話												

### 障害者等日常生活用具給付等申請書(住宅改修用)

										年	月	日
(3	宛先)									•		•
	大津市長											
				(	申請者	.)						
					<u>住所</u>							
					氏名							印
							<u>対象</u>	者との	続柄	(		)_
					電話			(		)		
	とおり障害							-		, ,		
	的生活用具の 「、各関係機			-						務資	料その	り他に
	住 所											
	フリガナ											
対象者	氏 名											
	生年月日				年		月	日				
	個人番号											
障害	害者 手 帳	手帳番兒	<u>1.</u> 7	第		号	交付金	平月 日		年	月	日
		障害種別	ij						等級			級
改修	工事内容	1 手すり0 5 便器のI				 の解消	9 3 床	だ材の変	更 4	- 扉のI	取替え	)
用	具 名	1 便器	2 手す	-り 3	スロ	ープ	4 <del>~</del>	の他(	(			)
過去	よの給付	住宅改修	費の総	計付:	有(		年	月	日給付	·)	• 無	
希切	名 称											
希望する業者	所在地											
業者	電 話											

### 排痰補助装置レンタル料助成金交付申請書

											年	月	日
(3	<b>元先</b> )												
	大津市長				( -	++:-+ <b>y</b>	\						
						申請者 ひ託	·)						
						<u>住所</u>							
						氏名							印
								対象	者との	統柄	(		)
						電話			(		)		
						电叫							
日常	とおり障害 生活用具の 、各関係機	給付金	等の決力	定の	ため、	私の	世帯の	の住民	登録資	料、		<b>が</b> おその	の他に
	住 所												
	フリガナ												
対象者	氏 名												
有	生年月日					年		月	日				
	個人番号												
障害	手者 手 帳	手帳	番号		第		号	交付年	F月日		年	月	日
		障害	<b>季種別</b>							等剎	及		級
	等を受け 常生活用												
レン	タル期間		年		月	日か	6	年	月	日	まで		
希切	名 称												
希望する業者	所在地												
者	電話												_

## 排痰補助装置レンタル料助成券

;	給付番号				給付年月	日				
	氏名				生年月日	l				
	住所									
伢	是護者氏名						続柄			
月	]具の名称									
業	名称									
業者名等	所在地									
等	電話									
レ	ンタル期間		:	年 月	日から	s 与	月	日まで		
	基準額		見積	責額	自己負担額			公費負担額		
		額自己負	負担上限額							
上	記のとおり決	定する。								
		£	三 月 日				大津市長			
用具の	D受領 受領 <sup>4</sup>	年月日			受領者氏名 (用具給付 者)			印	本人との関係	
自己額の	負担 受領 <sup>4</sup>	年月日			自己負担額 受領業者所 在地・氏名					印

 第
 号

 年
 月

 日

(申請者) 様

大津市長

### 排痰補助装置レンタル料助成金交付決定通知書

先に申請のありました排痰補助装置レンタル料の助成につきましては、下記のとおり助成することと 決定しましたので通知します。

記

給付番号	第	号	給付	寸決定年月日				年	月	日
	住	所								
対象者	氏	名								
7,7,7	生 年 月	日			年	月	日			
	障害者手帳番	号			第		号			
			納	入業者名						
装置の名称			納之	入業者の住所		(電話)				
価格	円		給者が 払うべ 額		円	公費負 担額				田
レンタ	ル期間		年	月 日か	5	年 月	日	まで		
注意事項	接業者に支払いては、必ず2 貸与を受けては担保に供3 2に違反し4 使用者のすること。	う排たすったい	とを条件 補助装置 非痰補助 ことは固 場合には、 帚する理	その貸与を受け 装置を、その「	もの る前 目的に 又は- 牧障 <sup>7</sup>	ですから に支払っ に反して使 一部を返還 が生じた場	、支払う、 てください 用し、譲 してもら 場合、使用 <sup>5</sup>	ことさい。 渡、交換、 うことが 者が修理	れた額貸したありま	につけ、す。

第 号年 月 日

(申請者) 様

大津市長

障害者等日常生活用具給付(貸与)棄却(却下)決定通知書

年 月 日に申請のありました障害者等日常生活用具の給付等については、下記の理由により給付(貸与)しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事由
- 2 理由

#### 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に 大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌 日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第 号年 月 日

(申請者) 様

大津市長

#### 排痰補助装置レンタル料助成金交付棄却(却下)決定通知書

年 月 日に申請のありました排痰補助装置レンタル料の助成については、下記の理由により助成しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事由
- 2 理由

### 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に 大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌 日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

### 排痰補助装置使用に係る指示書兼同意書

	医療機関 名称											
医療機関 所在地												
医師氏名						医療機関 事務担当者 氏 名						
	受注者		者名									
受			在 地									
		電話番号					担	担当者氏名				
	氏	名				男・	女	生年月日	年	月	日	
対	住	所										
象	電話番号											
者	疾 患	名										
4	感 染 症		□無	□有								
				RSA □HCV	□НВС	□ W	a	□その他(		)]		
	装置名			使用設定	<ul><li>条件(</li></ul>	,	年	月	 日現在)			
装	INHALE	E(吸気時間)		SEC.				INHALE PRESSURE (吸 気 圧)			cmH20	
置	EXHALE	(呼気時間)				SEC		EXHALE P (呼 気			cmH20	
	PAUSE(休止時間)			SEC.				INHALE (呼気)				
医師の指示事項												
同意	私は	上記	指示事 年	項に同意した	た上で、 日	排痰	補具	力装置を使用	用します。			
書	<u>申</u>	請者	氏名					扶養義務者	<b>皆氏名</b>			

(宛先)

### 在宅障害者(児)紙おむつ給付申請書

年 月 日

	大津市長											
)			申請者 氏名 続柄 電話	(	)		印					
,		生活用具給付等事業実施要網	岡の規定により、	紙おむつの総	合付を受ける	たいので申						
i	青します。		1									
章 書 者 の 伏 児	氏 名 個 人 番 号		男・女	年	月	日生 満	歳					
		滋賀県・大津市 第 障害名:	号	級	年	月	_日交付					
	療育手帳	滋賀県 第	号 A	•в	年	月	_日交付					
	精神障害者 保健福祉	滋賀県 第	号	級	年	月	_日交付					
	手 帳	〔認知症の有無※〕	有 ·	無								
	介護保険	未申請	• 申請済(要	至介護度:		)						
	入院・入所 の有無	入院中(  年	月 日から)	<ul><li>施設等</li></ul>	に入所中	• 在宅						
	おむつの 使用頻度	常時使用	必要な時のみ ・ 使用していない									
	おむつを使い	<b>い始めた時期</b>	年月頃から									
		在宅障害者(児)紙おむ~	つ給付の決定のだ	とめ、課税状況	兄について	調査するこ	とに同意し					
同 意 欄		ます。	氏名				- 印					
処理	寝たきり老	人等助成 該当・非該当	特例の対象と 排泄管理支援		該当・非	該当 給付	適・不適					
欄	受給者番号		給付開始年月		<del>:</del> 年	月 ~	,					

#### 在宅障害者(児)紙おむつ給付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(申請者) 様

### 大津市長

年 月 日に申請のありました紙おむつの給付につきましては、下記のとおり給付することと決定しましたので通知します。

記

- 1 給付開始日 ( 年 月分から)
- 2 対象者氏名

#### (御注意)

対象者に次のような異動があったときは、必ず大津市福祉子ども部障害福祉課へ届け出てください。

- 死亡
- 市外転出
- 施設入所
- ・病院又は診療所に1月以上継続して入院するに至った
- 紙おむつを使用しなくなった

在宅障害者(児)紙おむつ給付棄却(却下)決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(申請者) 様

大津市長

年 月 日に申請のありました紙おむつの給付につきましては、下記の理由により 給付しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事由
- 2 理由

#### 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年 を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

# ¥

### 紙おむつ受給券

(有効期限)

(受給者番号)

(受給者氏名)

(発 行 者) 大津市長

(引換店記入欄)

店名